

本日私たちは、この神戸市において、国、兵庫県ならびに神戸市、そして社会福祉協議会および地元の関係福祉諸団体など、多くの方々のご支援、ご協力により、第四十四回重症心身障害児(者)を守る全国大会を意義深く開催することができました。関係の皆様にご心から御礼申し上げます。

昨年十月に障害者自立支援法が本格的に施行され、利用契約制度への移行及び新たな利用者負担制度が導入されました。また、5年後の施行を目前に児童福祉法の見直しが始まろうとしています。私たちは、これらの改革によって、弱いものたちの行き場が失われることがないよう見守るとともに、もの言えぬ子どもたちの命を守るために、まずは、親自身が自らの責任と義務を果たすことを改めて表明いたします。

そして、子どもたちの懸命に生きる姿、語りかける優しさ、命の大切さを社会の方々に伝え、どんなに重い障害をもっていても、みな可能性を秘めた、世界でただ一人の大切な存在であるというメッセージをこの神戸から発信いたしたいと思っております。

ここに私たちは、第四十四回重症心身障害児(者)を守る全国大会の総意に基づき、次のことを要望いたします。

- 一、児童福祉法の見直しに当たっては、児者一貫の制度が維持されること。また、在宅においても施設入所においても重症心身障害児(者)の生活がより充実したものとなるよう十分配慮していただく。
- 一、医療なくしては命が守られない重症心身障害児(者)にとっては、医療の質の確保は最も重要なことですが、この度の診療報酬改定により重症心身障害児施設への影響が危惧されており、重症心身障害児(者)の適切な医療・看護を維持するためにも診療報酬の見直しをお願いいたします。
- 一、重症心身障害児(者)の在宅生活を支える重症心身障害児(者)通園事業について、通園を希望する全ての重症心身障害児(者)が利用できるよう、設置箇所数の大幅な増をお願いいたします。
- また、重症心身障害児施設においては、軽重症児の入所を受け入れるとともに、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児(者)を支援するため、全ての施設において重症心身障害児(者)通園事業A型を実施していただく。
- 二、特別支援教育の実施にあたっては、障害種別と特性に配慮した教育体制が確保され、それぞれの持つ可能性を最大限に引き出す教育が実施されるようお願いいたします。また、特別支援教育の理念が活かされ、身近な地域で教育が受けられるよう環境の整備を推進していただくとともに、医療的ケアの実施体制が更に充実され、地域格差が是正されるようあわせてお願いします。
- 一、国立病院機構におかれましては、障害者自立支援法の本格的施行に伴い、障害程度区分認定により現在入所中の利用者が行き場を失うことがないように、施設の機能に福祉施設の機能もあわせて実施されるよう制度化を図ってください。